



中国商務部による三度目の介入

2009年4月24日、中国商務部は、独占禁止法に基づく三度目の取引への介入となる、三菱レイヨンによる英ルーサイトの16億米ドル規模の買収に対する条件付き認可の決定を下した。本決定は、商務部が問題解消措置の一環として事業の一部の処分を初めて命じた点、商務部が企業結合審査において積極的に権限を行使する考えであることを示している点で注目される。

2009年4月24日、独占禁止法下における企業結合審査の担当当局である中国商務部（以下「商務部」という）は、三菱レイヨン（以下「三菱レイヨン」という）によるイギリスの化学製造業ルーサイト・インターナショナル（以下「ルーサイト」という）の16億米ドル規模の買収につき、条件付き認可の決定を公表した。

今回の決定により、2008年8月に中国独占禁止法が施行されて以来、商務部による取引への介入は三度目となる。今回の取引は、買い手側は日本企業、対象はイギリス企業、という非中国企業同士の取引であり、詳細な条件付きの認可という結果であった。これまでの決定と同様、商務部は決定に至る根拠につき、ほとんど詳細を示していない。逆に、当事者が同意した問題解消措置の条件については、本来は取扱いに慎重を要するはずの、問題解消措置の実行プロセスに関する情報も含め、かなり詳細な内容が盛り込まれている。問題解消措置自体は、実質的には事業の一部売却であるが、商務部は、措置の実施に関して多少の柔軟性を与えており、これは歓迎すべきものである。

インベプ・アンハイザーブッシュの取引への条件付き認可、およびコカ・コーラ・匯源ジュースの取引の禁止決定、というこれまでの商務部の決定により、M&Aのディールメーカー達は、中国独占禁止法を侮れないことを目の当たりにした。今回の更なる介入により、商務部が世界における積極的な企業結合審査当局の一つとしての役割を果たす用意ができており、それが可能だと自負していることは間違いないと言えるだろう。

審査の過程およびタイミング

三菱レイヨンは、商務部に対し、2008年12月22日に届出書類を提出し、その後、商務部の要求により届出書類の追加提出をした。2009年1月20日、商務部は、必要な届出書類が揃ったとしてこれを受領し、正式に「第一段階」の審査を開始した。2009年2月20日、商務部は、「第一段階」の審査期間の満了後、「第二段階」としてさらなる審査を行うことを決定し、「90日の審査期間」（2009年5月20日が期限）のカウントを開始した。商務部は、「第二段階」の

審査期間満了前の2009年4月24日に審査を終了し、条件付認可を公表した。

商務部は、審査の過程で、書面によるコメントの募集、会議や意見聴取を通じて、関連する業界団体、関連製品の製造業者、および今回の企業結合の当事者から意見を募集した。

競争上の懸念

商務部の決定によると、三菱レイヨンおよびルーサイトは、複数の製品市場において競合し、特にMethyl methacrylateと呼ばれる化学物質（以下「MMA」という）の市場ではかなり競合があるとされ、商務部も、この点が第二段階の審査を開始する重要な根拠だとしている。程度の差はあるものの、関連製品のSpMA、PMMA粒子、PMMAシート市場においても、当事者の間で競合があった。地理的市場は、中国とされている。

今回の決定によれば、当事者の合計市場シェアが、中国のMMA市場において64パーセントを占め、第2位、第3位の競争者よりはるかに高いため、当事者は、MMA市場において支配的地位を取得し、三菱レイヨンが企業結合後のMMA市場において、競争者を排除または制限する可能性があると考えられている。さらに、垂直的に見ると、三菱レイヨンは、MMAのみならず川下の製品市場でも事業を行っており、企業結合後にMMA市場での支配的地位を利用して、川下の競争者を締め出すことができるようになるとされている。しかし、上記の限られた市場シェアの情報を除いて、商務部の決定には、その根拠についての証拠や説明はほとんど示されていない。

問題解消措置

三菱レイヨンは、ルーサイトの事業の少なくとも一部を処分する結果となる内容の問題解決措置を提示し、商務部は、これを大枠において受け入れた。しかし、商務部は三菱レイヨンに対し、措置の実施方法につき、一定程度の柔軟性も与えている。その詳細は、次のとおりである。

切り離し措置

当事者は、以下の二つの問題解消措置のうちのどちらかを実行することに同意した。

□ 「生産能力の切り離し」

ルーサイトの中国法人（以下「ルーサイト中国」という）は、5年間、MMAの年間生産量の50パーセントを、一社または複数の独立した第三者の買主に対し、単発の取引により、コスト価格（独立した監査人により確認されたコスト額）で販売する。

または、

□ 「完全切り離し」

企業結合の完了から6ヶ月以内に（商務部により更に6ヶ月延長可能）、結合後の法人が、上述の独立した第三者に対して50パーセントの売却ができない場合、当事者は、商務部が、ルーサイトの特定の中国法人の100パーセントの持分の売却を監督する独立した受託人を任命できることに同意する。

切り離しの完了までの事業制限

企業結合の完了と、生産能力の切り離しの完了または完全切り離しの完了の間において、ルーサイト中国および三菱レイオンは、経営陣および董事会を分離して独立した運営をすることに同意した（独立運営期間）。独立運営期間中、当事者は、中国におけるMMAの売却において、互いに競争を続けるものとし、中国での価格に関する情報、顧客情報および他の競争上機微な情報を交換することは禁止される。独立運営期間中に、いずれかの問題解消措置について重大な違反があった場合、25万人民元以上50万人民元以下の制裁金を支払う。

今後五年間の制限

結合後の法人は、商務部の事前の承認を得ない限り、今後5年間、以下の行為を行ってはならない。

- 中国におけるMMA、PMMA、またはその関連製品の製造業者の買収
- 中国におけるMMA、PMMA、またはその関連製品の生産施設の建設

分析

商務部は、実質的に事業の一部売却となる問題解消措置を初めて課したが、その一方、三菱レイオンに対し、全事業の売却ではなく、生産能力に関する一種の「使用料の徴収措置 (tolling arrangement)」によって、同じ目的を実現することを受け入れる柔軟性を示した。これは、アメリカで用いられ、欧州でも増加している「取引前に買主を見つける」モデルを採用するのではなく、買主を見つける前に、当事者に企業結合の完了を許容するものである。しかし、生産能力の切り離しが達成されない場合にはよりドラステックな代替措置である完全切り離しが用意されており、この情報が、交渉の上で潜在的買主に有利に働くおそれがあることを考えると、公表された決定が、三菱レイオンの条件達成期限を明示したことは、驚くべきことと言える。

中国のMMA製造業者の更なる買収に関しても、三菱レイオンの将来の行動を制限する条件が設定されたが、これは、三菱レイ

オンが独自に中国における企業結合審査の要件を満たさない小規模の買収を行う場合でも、商務部としては、今回の結合後の三菱レイオンのシェアを考慮してやはり問題があると考えられる可能性がある、という懸念を踏まえて設定されているように思われる。しかしながら、(今回問題とされていない)非MMA製品、および新規のMMA施設の建設（すなわち買収等によらない有機的成長）に関する条件については、競争法の原理からは正当化するのが困難と思われ、水面下において産業政策上の考慮が働いたことを暗示するかに見える。

繰り返しになるが、商務部の抱く懸念に説得力を持たせる根拠となるような情報はほとんど示されず、決定が単なる結論の要約でしかないことは、残念に思われる。しかし、独占禁止法下における商務部による三度目の介入の結果は、中国が今や企業結合審査において真剣に考慮されるべき国となり、中国における企業結合審査の手続が、国際的な取引に着手する際に注意深く検討される必要があることを示している。

お問い合わせ

木内 潤三郎
東京オフィス パートナー
T +81 3 3584 8500
E junzaburo.kiuchi@freshfields.com

マイケル・ハン
北京オフィス パートナー
T +8610 6535 4525
E michael.han@freshfields.com

Freshfields Bruckhaus Deringer Law Office and Freshfields Bruckhaus Deringer Foreign Law Office (Joint Enterprise) are the Japanese affiliates of Freshfields Bruckhaus Deringer LLP. Freshfields Bruckhaus Deringer LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC334789. It is regulated by the Solicitors Regulation Authority. For regulatory information please refer to www.freshfields.com/support/legalnotice. Any reference to a partner means a member, or a consultant or employee with equivalent standing and qualifications, of Freshfields Bruckhaus Deringer LLP or any of its affiliated firms or entities.